

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び 公共施設の利用制限への対応方針

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び愛知県・緊急事態措置を踏まえ、令和3年1月18日（月）から2月7日（日）まで市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、下記の方針で対応を行う。

記

1 イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、比較的少人数のイベント等については感染防止対策を講じた上で開催する。

人数制限	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外・屋内 5,000人以下 ・屋内にあっては、収容定員の50%以内 ・屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
------	---

2 公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で下表のとおり運用する。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用時間は、最大で午後8時までとする。 ・人数上限は、定員の概ね50%以下とする。 ・施設内の飲食については、極力避けるよう案内する。
-----	---

なお、これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取り扱いについては、当面の間、継続する。